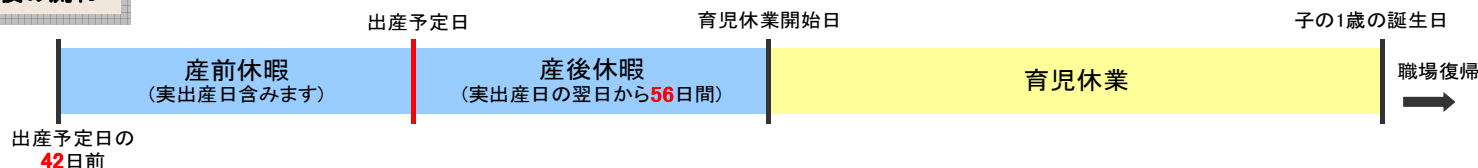


ご出産を控えた方へ お知らせ

ご懐妊おめでとうございます。

今後、出産や育児のため仕事をお休みになられるときに国からもらえる給付金と給付を受けるためにご準備いただく書類等をまとめておりますのでご参照ください。

今後の流れ



休業中の給付金等

名称	支給内容	対象期間	支給額	備考
① 出産育児一時金	子供1人につき最高42万円まで出産費用として支給されます。 妊娠4ヶ月以後であれば、早産・流産についても同額が支給されます。 受取方法につきましては産院にご確認ください。		1人につき最高42万円	
② 出産手当金	出産のため仕事を休み給与を受けられないときに支給されます。	の間の実際に休んだ期間	日額 円の3分の2×休業日数 上記に記載している日額は、報酬によって変更になることがあります。	申請から約1ヶ月後 ご指定の口座に入金されます。 ※申請は産後休暇が終了した翌月に行います。
③ 育児休業給付金	育児休業給付金は育児のため仕事を休み、給与を受けられないときに支給されます。 注意: 育児休業給付金は育児休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある方が対象となります。	の間の実際に休んだ期間	休業前賃金の平均日額×休業日数×50%	育児休業期間中2ヶ月ごとに申請を行い、定期的に入金されます。
④ 社会保険料の免除	育児休業期間中は健康保険料と厚生年金保険料が免除されます。	の間の実際に休んだ期間		

書類のご準備をお願い致します

- ☐ 給付金振込み先口座 通帳の写し(通帳を開いて1ページ目の支店名などの記載があるページ)
- ☐ 母子手帳の写し(お子様の氏名・出産日の記載があるページ)
- ☐ 添付の書類に押印(シャチハタ不可)

※出産手当金申請書には産院の証明をお願い致します。

ご準備ができましたら、
人事ご担当者へお渡しください。



職場復帰後、子の養育のため給与が下がった方へ： 将来、厚生年金をもらうとき有利になるよう特例申出書を出しましょう

職場復帰後、子の養育のため給与が下がってしまったとき、特例申出書を提出しておくと、将来の年金は子育て前の給与額をもとに計算してもらえます。

保険料は下がった給与額に応じた低い額を負担すればよいので、大変お得な制度です。

対象となるのは子が3歳になるまでです。

申出をご希望の場合は、人事ご担当者を通じて弊所までご相談ください。



水城社会保険労務士事務所
TEL: 0943-72-3122